

ドイツ連邦議会議員のための行為規範の改正

古賀 豪

【目次】

はじめに

- I 第12議会期（1990-1994年）までの経緯
- II 第13議会期（1994-1998年）の行為規範の改正
- III 第14議会期（1998-2002年）の行為規範の改正
- IV 議員の副収入をめぐる不祥事
- V 行為規範改正への動き
- VI 連邦議会における審議経過
- VII 新制度の概要
- VIII 改正後の動向

おわりに

翻訳：第26次議員法改正法

ドイツ連邦議会議事規則（抄）

ドイツ連邦議会議員のための行為規範

ドイツ連邦議会議員のための行為規範に関する
施行規則

刑法典（抄）

はじめに

ドイツ連邦議会議員の政治倫理制度は、我が国の国会議員の資産公開制度に類似するものであり、ドイツ連邦議会議員の法的地位に関する法律（以下「議員法」という。）第44b条、ドイツ連邦議会議事規則（以下「議事規則」という。）第18条および議事規則の附則であるドイツ連邦議会議員のための行為規範（以下「行為規範」という。）により規律されている。

議員の副業、受領した寄附等の届出等について定めた行為規範は、1972年に制定されたが、重大な違反は、これまで、少なくとも公式には1件もなかったとされてきた。連邦レベルでは、いわゆる「利益誘導政治」は顕在化していないとする評価もある。^(注1)

ところが、2004年暮れから議員の副収入をめぐる不祥事が相次ぎ、相当数の議員が副業を抱え、その収入が公開されていないことに対して国民から強い批判の声が上がった。2005年秋に総選挙を控えたドイツ連邦議会は、同年6月、議員法および行為規範を改正し、長年の懸案であった議員の副収入の公開と、行為規範違反の際の過料による制裁の導入に踏み切った。改正に至る過程では、議員の経済的利害関係の透明性確保と議員の基本権との兼ね合いや、議員の有する国民の社会的代表としての側面等めぐって、活発な論議が行われた。

そこで本稿では、この直近の改革に焦点を当てつつ、ドイツ連邦議会議員の政治倫理制度を紹介し、併せて関連法規を訳出した。

I 第12議会期（1990-1994年）までの経緯^(注2)

行為規範は、これまで1972年、1980年、1986年と3回制定されている。行為規範の必要性の認識は、ワイマール共和国下のライヒ議会議に遡る。当時、議員が企業の監査役等を務めている場合には議長にその旨を届け出ること等を内容とする規則を制定する動議が提出されたものの、実現を見ることはなかった。ドイツ連邦共和国成立後の1951年に制定された議事規則では、連邦議会が名誉規則（Ehrenordnung）を制定することができる旨が規定されたが、実際の規則制定は先延ばしにされていた。

1970年、自由民主党（以下 FDP とする。）のカール・ゲルトナー議員が自ら囃となって、企業との顧問契約の斡旋と再選の保証と引きかえにキリスト教社会同盟（以下 CSU とする。）への鞍替えを偽装した「ゲルトナー事件」が起

こった。また1972年には、反政府系の週刊誌『クウィック』が、出版元と顧問契約を結んだ政務次官2名から政府の秘密情報を得ていたことが明るみに出た「クウィック事件」が生じた。これらの事件を受けて、1972年9月21日、ようやく連邦議会は、議事規則の附則1として行為規範を制定した。当初の行為規範には、副業、顧問契約、一定額以上の講演料・寄附等の届出義務、副業において議員であることを表示することの禁止、所属委員会における経済的利害関係の公表、行為規範違反の際の議長による調査・違反事実の公表等が定められた。

1975年、連邦憲法裁判所は、いわゆる「歳費判決」^(注3)において、議員に対し生活を維持するに足る額の歳費を支給すべきであるとする一方で、議員が「利害関係による支払い (Interessenzahlungen)」を受けて、特定の利益を代表することに対する予防措置を立法化することを求めた。これを受けて、1980年、行為規範の制定根拠として議員法第44a条の規定が設けられ、全面改正された議事規則第18条には、行為規範は議事規則の一部である旨が明記された。さらに、同じく全面改正された行為規範には、議員は、勤務実態なく、企業、利益団体等の報酬支払者の利益を議会において代表することを期待されるという理由だけで報酬を受けるような法的関係を締結してはならないという趣旨の規定が定められた。

なぜこうした規定が改めて置かれなければならないのかといえば、ドイツにおいては、長らく議員の賄賂罪が刑法典上に規定されていないということがある。議員をめぐる不透明な金銭の動きを刑事法により処罰することができないので、議員法と行為規範で規制する以外なかったのである。

この行為規範の見直しにもかかわらず、早くも1981年には、戦後最大の疑獄事件とも言われる「フリック社事件」が発覚し、行為規範の再

度の見直しの必要性が認識されることとなった。フリック社事件とは、フリック社が株の売却利益の免税措置を求めて連邦議会議員に多額の政治献金を行った事件である。1983年には脱税と収賄容疑でFDPのオットー＝グラフ・ラムスドルフ経済相とハンス・フリデリクス前経済相とが起訴され、1984年にはキリスト教民主同盟 (以下CDUとする。) のライナー・バルツェル連邦議会議長が辞職に追い込まれた。^(注4)

1985年、連邦議会の長老評議会に置かれた「法的地位に関する委員会」は、行為規範の内容を大幅に改めた上で、すべてを議員法に直接定めるよう議長に勧告した。これを受けて与野党がそれぞれ提出した議員法改正法案を審査した「選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会」は、公聴会における有識者の意見も考慮して、議員法に定める内容を詳細にした上で行為規範を存置する修正案を勧告し、1986年12月10日、議員法改正法と行為規範の全面改正が議決された。新しい行為規範には、副業の届出義務は報酬の有無にかかわらずにすること、一定範囲の資本金会社・人的会社^(注6)への議員の参加の届出の義務づけ、副収入額の届出義務の拡大、公式議員要覧への公開事項の拡大等が盛り込まれた。

この改革に対しても、届出範囲に比して公開範囲が狭すぎることを、医師・弁護士等の顧問業の届出義務が免除されていること、制裁手続に関して議長に権限が集中していること等の問題点が指摘されたが、次の改革は1995年まで行われることはなかった。

なお、1993年になってようやく、長らく論議されてきた議員の賄賂罪が、本会議における選挙・表決に際しての投票の売買のみを対象として定められた。^(注7) 議員の買収は表決以前の段階から行われるので、表決のみを対象とするのでは不十分であるとする意見もあったが、最終的に犯罪行為は極めて限定された形で規定されることとなった。

Ⅱ 第13議会期（1994-1998年）の行為規範の改正

1992年4月9日、連邦憲法裁判所が、いかなる種類の金銭的価値を有する出捐(Zuwendung)^(注8)も寄附概念に該当し、一暦年で2万ドイツマルク（1ドイツマルク＝77円として、154万円）を超える寄附については連邦議会議長により公開されなければならない旨を判示したことをきっかけに、1995年9月21日、連邦議会で行為規範の改正が議決された^(注9)。当時の行為規範には、議員に対する寄附について、1万ドイツマルクを超える寄附の届出義務が規定されているだけであった。また併せて、議員が議会間交流や国際交流に際して受領した金銭的価値を有する出捐が寄附に該当しない旨の明示、議員がその職務に関し土産物として受領した金銭的価値を有する出捐の届出手続、顧問等に関する契約の届出義務の拡大について新たに定められた。これに伴って行為規範の施行規則も改正された^(注10)。

その後、1995年12月の議員歳費を引き上げる法案の審議の際に、当時野党であった社会民主党（以下SPDとする。）は、一定の副収入の公開を義務づける修正案を改めて提出した^(注11)。この修正案は否決されたが、「選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会」において行為規範改正の必要性を検討する決議動議が与党から提出され、可決された^(注12)。同委員会は有識者を招いて公聴会を行ったが、賛否両論で決着がつかず、現状維持を勧告した^(注13)に留まった^(注14)。

Ⅲ 第14議会期（1998-2002年）の行為規範の改正

1998年の総選挙で与党となったSPDと90年同盟／緑の人々（以下「緑の党」とする。）は、以前から行為規範の見直しに積極的であったこともあり、2002年5月、公式議員要覧に公開す

る事項の拡大を内容とする行為規範改正案を連邦議会に提出した。すでに改正案の第一読会を終えていた2002年7月、SPDのルドルフ・シャーピング元国防大臣がモーリツ・フンチンガー氏が経営するPR会社フンチンガー・インフォルマチオン社から出版予定のない自伝の原稿料等として14万ドイツマルクを受領したことが発覚した。また、緑の党のツェム・エツデミル議員も、同社から優遇金利で私的融資を受けていたことが判明し、両議員とも政界引退を余儀なくさせられた。2,000人の政治家と交友があると豪語するフンチンガー氏は、顧客の意向に沿ったイベントを開催して政治家を招き、講演料等を名目に金を支払い、顧客の利益を実現すべく依頼を行っていたのだという^(注15)。この「フンチンガー事件」の発覚により、改革の必要性が広く認められることとなり、9月に総選挙を控え、有権者の怒りの矛先が向きかねない与党は、改正案の処理を急いだ。改正案は、「選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会」と法務委員会による審査を受け、SPD、緑の党、民主社会党（以下PDSとする。）の賛成、CDU/^(注16)CSU、FDPの反対で、原案どおりの議決勧告が行われた^(注17)。9月12日の本会議には、PDSがより厳格な公開を定めた修正案を提出したが否決され、議決勧告がSPD、緑の党、PDSの賛成、CDU/CSU、FDPの反対で可決された^(注18)。この改正により、①顧問、代理等に関する契約、②鑑定書の作成、出版活動、講演活動等、③一定の資本会社・人的会社への参加も公開されることとなった^(注19)。また、併せて行為規範中の金額表示がドイツマルクからユーロに改められた。これに伴って行為規範の施行規則も改正された^(注20)。

Ⅳ 議員の副収入をめぐる不祥事^(注21)

2004年11月、キリスト教民主被用者連盟(CDA)連邦議長を務めるノルトライン＝ヴェスト

ファーレン州議会のヘルマン＝ヨゼフ・アーレンツ議員が、当選前に勤めていた大手電力会社 RWE 社から、勤務実態がないにもかかわらず、当選後も引き続き年額 6 万ユーロ（1 ユーロ＝141円として、846万円）の額の給与を受けていたことが発覚し、12月には連邦議長の役職を辞任した。同じく12月には、CDU 幹事長のローレンツ・マイヤー連邦議会議員も、同様に退職後も RWE 社から給与を受けていたことが判明し、12月22日、幹事長を辞任した。

また、大手自動車会社フォルクスワーゲン社も、元従業員であった政治家 6 名に対して、勤務実態がないにもかかわらず給与を支払い続けていたことが判明した。SPD のヤン＝ピーター・ヤンセン連邦議会議員は、当初給与の支払いを受けていたことを否認したが、フォルクスワーゲン社から支払いの事実を明らかにされると、2005年1月14日、議員を辞職した。また、SPD のハンス＝ユルゲン・ウール連邦議会議員も、議員当選後もフォルクスワーゲン社の事業所（従業員代表）委員会の一員として給与を受け続けていたことが判明した。

この RWE 社事件、フォルクスワーゲン社事件の他にも、FDP のウルリケ・フラハ連邦議会議員がジーマス社から翻訳料の名目で年額 6 万ユーロの支給を受けていたことや、CDU のヒルデガルト・ミューラー連邦議会議員がドレスナー銀行から週16～20時間の勤務で月額約 2,000ユーロを受けていたこと等が次々と報じられた。

V 行為規範改正への動き

こうした不祥事を通じて、政治倫理制度上の問題点として挙げられた論点を整理すれば、①議員に許される副収入の額および出所、②議長に届け出るべき副収入の範囲、③副収入を公開すべきか否か、④違反した場合の制裁、の4つ

^(注26)
となる。

『シュピーゲル』誌が2004年12月に行った議員の副業についての世論調査では、「副収入は届出義務とすべきである」が25%、「副収入は届出義務とし、かつ上限を設けるべきである」が30%、「副収入は禁止すべきである」が41%というように、厳しい意見が多かった。^(注27)

制度改革を求める声の高まりにもかかわらず、2005年初めの各党幹部の改革へのスタンスは、CDU/CSU と FDP が改革に消極的、SPD は様子見、緑の党は副収入を議員歳費に算入する案や副収入の全面的公開を主張するというものであった。^(注28) 他方、ヴォルフガング・ティールゼ議長は、同年1月6日、各会派長に対して、行為規範の改正を検討するよう要請した。^(注29)

議員同士でもこの問題について論戦が行われた。^(注30) 副収入公開の積極論は、議員職には任期があるので副業は認められるべきであるが、副業に伴う私的利害関係により議員の職務遂行の独立性が損なわれるおそれがあるという基本認識に立つ。その上で、副業の是非を判断するのは有権者であり、有権者が判断を下すためには副収入の公開が不可欠であるとの主張を展開した。すでに政党法において政党収入の公開が規定されているのも同趣旨であるとし、また、アメリカ、イギリス、イタリアの議会でも副収入の公開が行われていることに注意を喚起した。そして何より、透明性の向上は、議会と議員の名声にとってもプラスであると結んだ。

他方、消極論は、現行の行為規範の規定で透明性の目的は十分果されているとの立場をとる。提案されている副収入の全面的公開は、むしろ情報の自己決定権や職業の自由等の基本権に抵触するおそれがあると懸念する。その上、副収入の公開は競争相手である同業者を利することになり、議員が共同経営をしている場合には議員以外の第三者の権利も侵害することになると主張した。さらに、議員の21%が在職1期で引

退し、19%が在職2期で引退する現状に鑑みて、職業公務員出身や労働組合出身以外の議員の引退後の生計を確保する上で議員在職中も副業を継続することが重要であることを強調し、副収入の公開が行われれば、現在以上に職業公務員出身や労働組合出身の議員が増え、議会が国民を広く代表しなくなるおそれがあると指摘した。

2月に入り報じられた、行為規範改正の法的問題点に関して連邦議会学術局が作成した鑑定書^(注31)の内容は、大略次のとおりであった。議員の副収入の公開には、特に情報の自己決定権としての一般的な人格権、職業活動の自由、所有権の保障の観点から限界がある。したがって、公開義務と経済的制裁については、法律で定めなければならない。複数の議員が提案する納税証明書^(注32)の公開は、情報の自己決定権に抵触する。非独立業による収入の出所と額の公開は職業活動の自由と両立するが、独立業、自由業の場合には事情が異なる。医師、弁護士、税理士等守秘義務がある職業については、収入の出所の公開は第三者の基本権を侵害するおそれがある。しかし、収入の公開義務によって議員の基本法上の地位が侵害されるということはなく、むしろ議員の基本法上の地位は、議員の職務遂行に関わる議会外の事情の公開を正当化する根拠となる。許されない「利害関係による支払い」に対する経済的制裁には問題がなく、その場合、「支払者の期待」には特別の証明を要しない。

こうした中で、腐敗防止の運動を行っている民間団体のトランスペアレンシー・インターナショナル・ドイツ支部（以下「TI ドイツ支部」とする。）をはじめとする4団体は、2月10日、各会派の院内幹事長あてに行為規範の厳格化を求める公開書簡を送付した^(注33)。また、4団体の1つであるCampactは、ホームページ内に議員の副収入問題に関するインターネット上のニュースとキャンペーンの情報を統合したページ^(注34)を開設し、制度改正に向けた働きかけを議員

に対して行うよう市民に呼びかけた。

2月23日には、SPDと緑の党による改革案の概要が明らかになった^(注35)。その内容は、大略次のとおりであった。①議員法に、議員の活動の中心が議員の職務遂行にあることを明記する。副業は認める。②議員法に、寄附を除き、相応の反対給付を伴わない出捐を受領することの禁止を明記する。③連邦議会議長に対する届出事項を拡大する。④届出事項については、公式議員要覧と連邦議会ホームページ上で公開する^(注36)。副収入の額は、保護すべき議員の利益に鑑みて、議員歳費の半額までのもの、議員歳費の半額から議員歳費の額までのもの、議員歳費の額を超えるもの、の3つのレベルのうちどのレベルにあるかを表示するという方式で公開する。⑤議長は届出の真正性を調査し、議員本人に態度表明^(注37)を求め、その結果を議長会に報告する。議長会は違反の有無を確定する。違反の場合には、過料（Ordnungsgeld）を科する。⑥法律は成立後直ちに施行するが、届出事項の公開については信頼保護に鑑みて第16議会期の開始時からとする。⑦透明性に関する規制とは別に、刑法典第108e条に規定する議員の賄賂罪の対象行為の拡大について会派間の合意を得る。

VI 連邦議会における審議経過

2005年2月24日の各会派の院内幹事長共同の要請を受けて、長老評議会に設置された「法的地位に関する委員会」が5回にわたりこの問題について協議したが、与野党の合意は得られなかった^(注38)。

6月14日、SPDと緑の党は第26次議員法改正法案^(注39)を提出し、翌日、行為規範改正案^(注40)を提出した。2002年の改正時と同様、今回の改正においても、改正の目的は、この問題のキーワードである「ガラス張りの議員（gläserne Abgeordnete）」、すなわち、個人的・職業的・経済的関係のすべ

てを公開する議員を目指すものではないことが提案理由に記された。このことから、与党内でも、副収入の公開を快く思っていない議員が少なからずいることが窺われよう。6月17日には第一読会が行われ、所管委員会への付託が全会一致で議決された。^(注41)

6月29日、主務委員会の「選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会」は、議員法改正案をSPD、緑の党の賛成、FDPの反対、CDU/CSUの棄権により、賛成多数で可決した。また、行為規範改正案については、SPD、緑の党の賛成、FDP、CDU/CSUの反対により、賛成多数で可決した。共同付託された法務委員会も、同じく6月29日、議員法改正案については、SPD、緑の党の賛成、FDPの反対、CDU/CSUの棄権により、賛成多数で可決した。なお、CDU/CSUからは1名、反対票を投ずる造反者が出た。また、行為規範改正案については、SPD、緑の党の賛成、CDU/CSU、FDPの反対により、賛成多数で可決した。^(注42)

6月30日に行われた法案の第二読会と第三読会^(注43)では、SPD、緑の党の賛成、FDPの反対、CDU/CSUの棄権(数名の反対を除く。)により、賛成多数で可決された。なお、FDPが提出した、自党の見解を連邦議会が確認する内容の決議動議^(注44)については、否決された。また、行為規範改正案については、SPD、緑の党の賛成、CDU/CSU、FDPの反対により、賛成多数で可決した。

議員法改正法案は、連邦参議院に送付され、7月1日、内務委員会と法務委員会に付託された。7月8日の本会議において法案について両院協議会の招集を求めない旨が議決され、^(注45)8月22日、法案は大統領により認証され、成立した。^(注46)

Ⅶ 新制度の概要^(注47)

行為規範改正後のドイツ連邦議会議員の政治倫理制度の概要をまとめると、次のようになる。

(1) 議員の職務遂行の中心性

議員の副業は認められるが、議員の活動の中心は、議員の職務の遂行である。

(2) 議員の職務に関連しての、法定の歳費等以外の財産上の利益受領の禁止

議員は、特に、給付者の利益を連邦議会において代表・実現することを専ら期待して提供される金銭等および議員による相応の反対給付を伴わずに提供される金銭等を受領してはならない。ただし、寄附の受領は認められる。

(3) 議長への届出義務

次の事項は、議長に届け出なければならない。

- ・議員となる直前の職業
- ・議員となる前の企業・団体等の役職
- ・議員在職中の副業、企業・団体等の役職
- ・在職中および退職後に一定の活動を受託し、または財産上の利益を受ける合意
- ・上記の活動・契約による月額1,000ユーロまたは年額1万ユーロを超える収入
- ・資本金会社・人件会社への参加。ただし、投票権の25%を有する場合に限る。
- ・ドイツ連邦共和国、連邦直轄の公法上の団体等を代表し、またはそれらの相手方として行う弁護活動
- ・年額5,000ユーロを超える寄附

なお、届出義務は、医師、弁護士等、証言拒否権・守秘義務がある職業については、各契約・委任関係の活動の種類のための届出でよい。届出は、ドイツ連邦議会議員となった後3月の期間内および議会期中に変更または追加が行われた後3月の期間内に提出しなければならない。

(4) 届出事項の公開

次の事項は、公式議員要覧および連邦議会ホームページ^(注48)において公開される。

- ・議員となる直前の職業
- ・議員在職中の副業、企業・団体等の役職
- ・在職中および退職後に一定の活動を受託し、または財産上の利益を受ける合意

- ・上記の活動・契約による月額1,000ユーロまたは年額1万ユーロを超える収入。ただし、額そのものではなく、3つのレベル（月額1,000～3,500ユーロ、3,500～7,000ユーロ、7,000ユーロ超）のうちどのレベルに属するかが公開される。
- ・資本会社・人的会社への参加。ただし、投票権の25%を有する場合に限る。
- ・年額1万ユーロを超える寄附

(5) 副業における連邦議会議員の身分表示の禁止

副業において議員であることを表示してはならない。

(6) 委員会における利害関係公表義務

委員会の議題に予定されている案件に報酬を得て従事している議員は、その旨が届出事項の公開により明らかでない場合には、委員として審査前にこれを公表しなければならない。

(7) 制裁

議員が届出義務を履行しない疑いがあるときは、議長が調査を行い、議長会は、処分として議員歳費の年額の半額までの額の過料を科することができる。また、議員がその職務に関連して法定の歳費等以外の財産上の利益を受領したときは、国庫に引き渡さなければならない。この請求権の行使は、行政行為^(注49)により行われる。さらに、これらの違反の事実は、連邦議会の印刷物として公表される。なお、違反の程度が軽い場合には、議長が当該議員に注意を行う。また、これらの処分に不服のある議員は、行政裁判所に提訴することができる。

VIII 改正後の動向

2005年5月のノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙での敗北に直面して、連邦議会議員総選挙の前倒しを表明したシュレーダー首相は、7月1日にあえて首相信任動議を否決さ

せ、大統領が議会を7月21日に解散した。総選挙に際して、TI ドイツ支部は、立候補者に副収入についての質問を投げかけ、各政党に対しても腐敗防止策について質問を送付し、回答の一覧をホームページに掲載した。^(注50)

9月18日に行われた投票の結果、僅差でCDU/CSUが議会内第一会派となった。10月18日、第16議会期の最初の本会議において議長に選出されたノルベルト・ランメルト議長は、その就任演説で、改正された行為規範について、「私の信ずるところでは、改めて冷静に見つめてみて、空白や行き過ぎについて再調整することを少なからぬ人が支持しています。」^(注51)と発言し、議長に制定権限がある行為規範の施行規則がすぐに制定されない可能性が出てきた。もっとも、新議長は、6月17日の改正法案の第一読会において、当時CDU/CSU会派の代表として与党案を批判する演説を行っていたので、^(注52)こうした態度は予想外のことはなかった。

11月14日、議長は、新制度の諸問題の再検討を^(注53)求める書簡を各会派長に対して送付した。こうした動きに危機感を抱いたCampactは、12月8日から9日にかけて、議長に施行規則の即時制定を求めるメールを送付するよう市民に働きかけ、その結果1,318名がメールを送付したという。^(注54)12月14日、議長は、行為規範の再度の改正は行わないことを発表し、^(注55)12月30日、その施行規則を公布した。^(注56)

2006年の年明けから、新制度について複数の議員が連邦憲法裁判所に提訴する動きが報じられていたが、^(注57)2月22日、FDPのハインリヒ＝レオンハルト・コルプ議員、ハンス＝ヨアヒム・オットー議員、シビレ・ラウリシュク議員、SPDのペーター・ダンケルト議員は、新制度を違憲であるとして連邦憲法裁判所に提訴した。またCDU/CSUのフリードリヒ・メルツ議員、マックス・ストラウビンガー議員も2月27日提訴し、2つの提訴は合わせて取り扱われ

ることとなった。^(注58)

これを受けて3月3日、議長は、新制度の議会審議の際にすでに憲法上の疑義が表明されていたので今回の提訴は驚くに当たらないとして、新制度が議員に対して適用されることを宣言した。^(注59)ところが、3月10日、議長は、連邦憲法裁判所の決定まで議員の副収入の公開を見送ることを発表し、全議員に対してその旨を書簡で通知した。^(注60)Campact は、直ちに SPD のフロリアン・プロノルド議員の公開延期反対の議長宛書簡と、政治腐敗問題の専門家である、シュバイアー大学のハンス＝ヘルベルト・フォン・アルニム教授へのインタビューを掲載し、公開延期に反対した。同時に市民に対して、議長と地元選挙区選出の議員に副収入の公開を求める電子メールを送付するよう働きかけた。その結果、3月13日から15日までの3日間に2,146名が議長にメールを送付したという。^(注61)さらに Campact は、議員にホームページでの副収入の自発的公開を呼びかけ、公開した議員の一覧をホームページ上に掲載した。^(注62)

他方、CDU の第一院内幹事長であるノルベルト・レッティンゲン議員が、2007年1月から、日本経済団体連合会に相当するドイツ産業連盟の専務理事に就任することになったにもかかわらず、連邦議会議員を2009年秋の任期終了まで務めると発言したことに対して、与野党の多くの議員から批判の声が上がった。また、連邦憲法裁判所に副収入の公開について提訴しながら引き続き多くの副業を持つフリードリヒ・メルツ議員に対しても、厳しい批判の目が向けられている。^(注63)さらに、ランメルト議長が大手化学・鉱業グループ RAG から監査役の報酬として年額25,000ユーロを受けていることが報じられたが、議長は、報酬は公益団体であるランメルト基金に寄附していると反論した。^(注64)このように、議員の副収入の問題は、制度改革後も依然としてドイツのメディアを賑わせている。

おわりに

以上、今回の行為規範改正について見てきたが、特に印象的なことは、TI ドイツ支部、Campact 等の民間団体が常に改革を求めて圧力をかけ続けたことである。議員の副収入の公開を求める意見自体は目新しいものではなく、第12議会期において議員関係法を全般的に再検討した独立委員会でもすでに検討されていた。^(注65)今回長年の懸案が実現したのは、議員年金問題をはじめとする議員の待遇全般について国民の厳しい目が向けられていたことが大きいと思われる。政治倫理制度の改革には、有識者による専門的意見のみならず、こうした民間団体による監視が必要であることが改めてよくわかる。

今後の展望としては、まず、遅くとも夏休み明けには下されると予想されている連邦憲法裁判所の判決が注目される。^(注66)新制度が全面的に違憲とされない場合には、副収入の公開により、議員の副業の実態が相当明らかになるであろう。

また、新たに導入された罰則の運用がどうなるかも興味深い。これまで、行為規範違反に対しては、議長の調査を経て違反事実が認定された場合には印刷物にその旨が公表されることが定められていただけであった。連邦議会事務局によれば、実際には、届出義務の軽微な違反の場合には議長の注意ですませており、違反事実が公表されるような重大な違反事例はなかったのだという。^(注68)今回の改正論議においても、違反事実が公表されれば議員辞職を余儀なくさせられるので、公表という制裁のみで十分であるとする議員もいたが、^(注69)2004年暮れから相次いだ不祥事に対して議長が調査等の対応を行わなかったことから、^(注70)旧制度の実効性に問題があったことは否定できないように思われる。

ドイツ連邦議会の政治倫理制度全体としては、依然として議員の賄賂罪の対象行為が極めて限定されていることが最大の問題である。この間

題については、有識者や TI ドイツ支部が幾度も提言を行っており、前述したように、2月23日に明らかになった SPD と緑の党の改革概要では、別途議員の賄賂罪の対象拡大を検討する必要性について明記されていた。

最後に、我が国の国会議員の政治倫理制度にとって参考となる点について一言したい。ドイツは、議員の賄賂罪の点では、議員の職務権限に基づく行為全般が対象となる我が国に比して大きく立ち遅れており、また我が国の資産公開制度に相当するこの行為規範についても、公開対象が我が国に比して極めて限定されていると言えよう。しかし、公開事項がインターネット上に掲載され、違反した場合の罰則が定められている点は、「国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため」(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第1条)、我が国にも参考になると思われる。

注

*インターネット情報は、すべて2006年6月30日現在である。

- (1) 河野武司・岩崎正洋編『利益誘導政治－国際比較とメカニズム』芦書房、2004、pp.95-110.
- (2) この項の記述は次の文献に拠った。藤田晴子「西独連邦議会議員倫理綱領(=行動規範)について」『レファレンス』345号、1979. 10、pp.112-122.; 藤田晴子「西ドイツ連邦議会議員の倫理綱領の変遷」『八千代国際大学紀要 国際研究論集』1巻1・2合併号、1988. 4、pp. 73-94.; 齋藤純子「西ドイツ・連邦議会の倫理規則」『議会政治研究』10号、1989. 6、pp.90-95.; Werner Braun et al., *Abgeordnetengesetz des Bundes: unter Einschluß des Europaabgeordnetengesetzes und der Abgeordnetengesetze der Länder*, Berlin; New York: de Gruyter, 2002, pp.408-436.
- (3) 歳費判決については、下田久則「議員歳費に関する西ドイツ連邦憲法裁判所の1975年11月7日の判決(短報)」『レファレンス』299号、1975. 12、

pp.111-117. をはじめ多くの文献がある。

- (4) フリック社事件については、沢井渉「フリック疑獄に揺れる西独政界 コール首相の指導力欠如が混乱に拍車」『世界週報』65巻50号、1984.12.11、pp.12-15.; 中村英一「政治とカネ 厳しい社会的制裁が政治倫理の意識を守る フリック社事件が見せた政治風土」『世界週報』67巻20号、1986.5.20、pp.12-15. 等がある。
- (5) 議長、副議長ほか23名の各会派代表から構成され、議長の事務を補佐し、議長および議長会の専権事項を除き連邦議会の内部事項について決定する。第16議会期では、23名の代表の配分は、CDU/CSU10名、SPD 9 名、FDP 2 名、左翼党 2 名、緑の党 2 名。議事日程の協議に当っては、政府代表 1 名も参加する。
- (6) 資本会社とは、その会社の構成員(社員)たる地位が純然たる資本参加に依存している会社をいい、人的会社とは、組合員または社員の人的能力を基礎とする組合または会社をいう(田沢五郎『独=日=英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999、pp.490, 693.)。
- (7) *BGBI. I*, 1994.1.21, S.84. 山口和人「海外法律情報 ドイツ 議員の収賄を処罰する刑法改正実現」『ジュリスト』1041号、1994.3.15, p.82. を参照。
- (8) 出捐とは、「当事者の一方がその意思に基づいて自己の財産を減少させ、それにより他人の財産を増加させること。」(法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第3版』有斐閣、2006、pp.682-683.)
- (9) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/834, 1995. 3. 16.; Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 13/55, 1995.9.21, S.4584-4635.; *BGBI. I*, 1995.10.13, S.1246.
- (10) *BGBI. I*, 1996.1.24, S.50.
- (11) 以下の記述は、山口和人「海外法律情報 ドイツ 議員歳費の引上げ延期と倫理規則改正問題」『ジュリスト』1099号、1996.10.15, p.106. に拠った。
- (12) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/3121, 1995.11.28.
- (13) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/3241, 1995.12.6.
- (14) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/3281,

- 1995.12.7. 決議動議 (Entschließungsantrag) とは、法案等の議決に際して付随する動議であり、法案等の最終表決の後、表決に付される。典型例としては、法律の施行に際しての要望を政府に求めるものがある。議事手続については、議事規則第75条および第88条を参照。
- (15) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/9517, 1997.12.19.
- (16) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/9100, 2002.5.15.
- (17) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 14/245, 2002.6.27, S.24783, 24818-24824.
- (18) 「転機のドイツ 2002年総選挙 4 金権問題どこ吹く風」『読売新聞』2002.9.17.
- (19) CDU と CSU は、連邦議会において統一会派を形成している。
- (20) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/9933, 2002.9.10.
- (21) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/9949, 2002.9.12.
- (22) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 14/252, 2002.9.12, S.25562-25563, 25568-25574. 公示は、*BGBI. I*, 2002.9.30, S.3759.
- (23) 2002年の改正の解説として、Thomas Gross, “Erweiterung veröffentlichungspflichtiger Angaben von Mitglieder des Deutschen Bundestages.”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, Heft 11/2002, 2002.11, S.474-475.
- (24) *BGBI. I*, 2002.10.25, S.4208.
- (25) この項については、次の文献を参照した。「独 VW、政治家 6 人に給与」『日本経済新聞』2005.1.14 夕刊.; *Fritisierte und debatierte Fälle von Nebeneinkünften* <<http://campact.de/nebenekft/infos/kritik>>; “Volksvertreter: Diener zweiter Herren.”, *Der Spiegel*, 3/2005, 2005.1.17, S.22-27.; “SPD-Abgeordneter legt wegen der Gehaltsaffäre sein Bundestagsmandat nieder.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2005.1.15.
- (26) Ernst R. Zivier, “Der gläserne Abgeordnete: Zur Offenlegung von Nebeneinkünften der Parlamentsmitglieder.”, *Recht und Politik*, 3/2005, 2005.9, S.152-159.
- (27) “Affären Laurenz Nimmersatt.”, *Der Spiegel*, 52/2004, 2004.12.20, S.28-30.
- (28) “Nur die Grünen rufen nach mehr Kontrolle.”, *Frankfurter Rundschau*, 2006.1.4.; “Den gläsernen Abgeordneten will nur eine grüne Minderheit.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2005.1.7.
- (29) “Thierse will mehr Transparenz bei “Nebeneinkünften.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2005.1.7.
- (30) “Streitgespräch: Nebeneinkünfte: Brauchen wir den gläsernen Abgeordneten?”, *Blickpunkt Bundestag*, 1/2005, 2005.1, S.42-44.; Hans-Christian Ströbele and Jörg van Essen, “Pro & Contra: Notwendigkeit der Offenlegung von Politikereinkünften?”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 2/2005, 2005.3.14, S.71.
- (31) “Rechtliche Grenzen für Veröffentlichungspflicht des Einkommens : Gutachten des Wissenschaftlichen Dienstes des Bundestags zu Einkünften aus Nebentätigkeiten der Abgeordneten.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2005.2.4. なお、この鑑定書 (*Rechtliche Bedingungen für Anzeige und Veröffentlichung von Tätigkeiten und Einkommen der Abgeordneten sowie für Sanktionen insbesondere finanzieller Art: Überblick*) は、南ドイツ新聞ホームページ<<http://www.sueddeutsche.de/imperia/md/content/deutschland/nebentatigkeiten.pdf>>. およびトランスパアレンシー・インターナショナル・ドイツ支部のホームページ<http://www.transparency.de/fileadmin/pdfs/Themen/Politik/05-02_Wiss._Dienst_Bundestag.pdf>. 上に掲載されている。
- (32) *Offener Brief an die Parlamentarischen Geschäftsführer der Bundestags- fraktionen von SPD, Bündnis 90/Grüne, CDU/CSU und FDP*, 2005.2.10 <<http://www.transparency.de/fileadmin/pdfs/The>

men/Politik/05-10-02_Offener_Brief.pdf>.

- (33) Campact は、そのホームページ (<http://www.campact.de/campact/about/>) によれば、2004年にクリストフ・バウツとギュンター・メツゲスが創設した民間団体で、より社会的に公正で、エコロジー上持続可能であり、より平和的な社会を目標としている。1998年にクリントン大統領の辞任を求める運動から出発したアメリカの民間団体 MoveOn をモデルとし、これまで、議員の副収入の透明化のほか、脱原子力発電所の継続、付加価値税増税反対、遺伝子技術法改悪反対等の運動を展開してきている。
- (34) <<http://www.campact.de/nebenekft/home>>.
- (35) *Grundsätze für die Nebentätigkeiten von Abgeordneten (Verhandlungsposition, SPD/BÜDNIS/GRÜNE, Stand.: 21. Februar 2005)* <<http://www.campact.de/img/nebenekft/hintergrund/positionspapier.pdf>>.
- (36) 従来も、連邦議会ホームページ上の議員履歴ページに、行為規範上公開されるべき事項は公開されていた。したがって、ここでは新たにホームページで公開するというのではなく、現実の状態を行為規範に明記するという意味である。
- (37) 議長および副議長で構成され、議院の運営について協議する。第16議会期では、議長1名(CDU/CSU)、副議長6名(CDU/CSU 1名、SPD 2名、FDP 1名、左翼党1名、緑の党1名)。
- (38) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 15/182, 2005.6.17, S.17255.
- (39) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5671, 2005.6.14.
- (40) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5698, 2005.6.15.
- (41) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 15/182, 2005.6.17, S.17230, 17251-17258.
- (42) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5846, 2005.6.29.
- (43) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 15/184, 2005.6.30, S.17397-17406, 17450-17451.

- (44) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5869, 2005.6.29.
- (45) Bundesrat, *Drucksache*, 517/05 (Beschluss), 2005.7.8.; Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 813, 2005.7.8.
- (46) *BGBI. I*, 2005.8.26, S.2482.
- (47) この項については、山口和人「主要国の政治倫理法(解説)」『外国の立法』180号, 1992.9, pp.1-7.; 渡邊斉志「海外法律情報 ドイツ連邦議会議員の副収入を公開するための法改正」『ジュリスト』1311号, 2006.5.1-15, p.125. を参考とした。
- (48) <<http://www.bundestag.de/mdb/bio/index.html>>.
- (49) Verwaltungsakt. 「行政官庁が公法の分野における個々の問題を決定するための高権的措施(処分・命令・許可等)であって、外部に対して効力を生ずることを目的とするもの。(以下、省略)」山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.687.
- (50) *Pressemitteilung: Bundestagswahl 2005: Transparency Deutschland fordert finanziell Unabhängige Abgeordnete*, 2005. 7. 27<http://www.transparency.de/2005-07-27_Abgeordnete.759.0.html?&contUid=1396>; *Übersicht zu den Antworten der Bundestagsparteien zum Thema Korruption*<http://www.transparency.de/Bundestagswahl_2005.796.0.html>.
- (51) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/1, 2005.10.18, S.5. なお、この日の本会議において、議事規則第18条が改正され、行為規範の根拠として議員法第44a 条が引かれていたのが第44b 条に改められた(Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/1, 2005.10.18.; *BGBI. I*, 2005.10.31, S.3094)。
- (52) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 15/182, 2005.6.17, S.17255-17257.
- (53) *Auszüge des Briefes von Bundestagspräsident Lammert an die Fraktionsvorsitzenden der anderen im Bundestag vertretenen Parteien vom 14.11.2005* <<http://www.campact.de/nebenekft/infos/lammert>>.
- (54) *Herr Lammert: Dunkelmänner schützen gilt nicht!* <<http://www.campact.de/nebenekft/md/mailer>>.

- (55) *Pressemitteilung: Verhaltensrichtlinien für Abgeordnete des Deutschen Bundestages gelten unverändert*, 2005. 12. 14<http://www.bundestag.de/aktuell/presse/2005/pz_051214.html>.
- (56) Der Präsident des Deutschen Bundestages, *Amtliche Mitteilung*, 2005.12.30.; *BGBI. I*, 2006.1.6, S.10.
- (57) “Klage gegen Veröffentlichungspflicht: Abgeordneter wendet sich gegen Neuregelung zu Nebeneinkünften.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2006.1.11.
- (58) “Klage gegen Öffentliche Nebeneinkünfte”, *Handelsblatt*, 2006.2.17.; “Sechs Abgeordnete klagen in Karlsruhe.”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2006.3.1.
- (59) *Thema der Woche: Neue Verhaltensregeln für Abgeordnete gelten*, 2006.3.3<<http://www.bundestag.de/aktuell/archiv/2006/regeln/index.html>>.
- (60) *Thema der Woche: Nebeneinkünfte werden vorerst nicht veröffentlicht*, 2006. 3. 10<<http://www.bundestag.de/aktuell/archiv/2006/neben/index.html>>. なお、届出の期限は予定どおり 3 月30日のままとされた。
- (61) *Aktion: “Ich warte, Herr Bundestagspräsident!” beendet*<<http://www.campact.de/nebenekft/telefonaktion>>.
- (62) *Übersicht der freiwillig veröffentlichten Nebeneinkünfte von Bundestagsabgeordneten*<<http://www.campact.de/nebenekft/infos/offen/home>>.
- (63) “Karrieren: Politik in der Business-Class.”, *Der Spiegel*, 15/2006, 2006.4.10, S.36.; “Zur Person.”, *Frankfurter Rundschau*, 2006.4.13.
- (64) “Lammert erhält 25000 Euro für Nebentätigkeit.”, *Berliner Morgenpost*, 2006.3.26.
- (65) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 12/5020, 1993.6.3.
- (66) “Politikerbezüge: Wächter des Schatzes.”, *Der Spiegel*, 4/2005, 2005.1.24, S.22-29. 議員年金の改革については、古賀豪「ドイツの議員年金改革」『外国の立法』224号, 2005.5, pp.74-78. を参照。
- (67) “Urteil zu Nebeneinkünften bis Herbst.”, *Frankfurter Rundschau*, 2006.3.22.
- (68) 筆者の照会に対するドイツ連邦議会事務局のペーター・ノヴァク (Peter Nowak) 氏のご教示による。ここに記して感謝申し上げる。
- (69) Franziska Höpcke, “Der gläserne Abgeordnete?: Diäten, Pauschalen, Nebentätigkeiten, Versorgung: Eine Veranstaltung der Deutschen Vereinigung für Parlamentsfragen DVParl in Berlin am 17. März 2005.”, *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Heft 4/2005, 2005.12, S.921-924.
- (70) Hans Herbert von Arnim, “Der gekaufte Abgeordnete: Nebeneinkünfte und Korruptionproblematik.”, *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht*, Heft 3/2006, 2006.3.15, S.249-254.
- (71) Stephan Barton, “Der Tatbestand der Abgeordnetenbestechung (§ 108e StGB).”, *Neue Juristische Wochenschrift*, Heft 17/1994, 1994.4.27, S.1098-1101.; Transparency International Deutschland e.V., *Eckpunktepapier Abgeordnetenbestechung*, 2004.12.9<http://www.transparency.de/Eckpunktepapier_Abgeordnetenbe6460.html>; Anne van Aaken, “Genügt das deutsche Recht den Anforderungen der VN-Konvention gegen Korruption?: Eine rechtsvergleichende Studie zur politischen Korruption unter besonderer Berücksichtigung der Rechtslage in Deutschland.”, *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 65/2, 2005, pp.407-446.
- (72) 我が国の国会議員の資産公開制度の問題点の指摘としては、「政治改革の焦点15 政治倫理の確立 資産の虚偽申告に罰則」『日本経済新聞』1993.9.20.; 「資産公開 問題放置、国会の怠慢 制度13年、電子化対応せず」『読売新聞』2006.2.20夕刊. を参照。

(こが つよし・政治議会課)

第26次議員法改正法

Sechszwanzigstes Gesetz zur Änderung des Abgeordnetengesetzes

Vom 22. August 2005 (BGBl. I S. 2482)

古賀 豪訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

第1条 議員法の改正

2004年12月27日の法律（連邦法律公報第I部835頁）第4条の規定により最終改正された、1996年2月21日公示の法文による議員法（連邦法律公報第I部326頁）を次のように改正する。

1. 第44a条を次のように改める。

「第44a条 議員の職務の遂行

- (1) 議員の職務の遂行は、連邦議会議員の活動の中心とする。この義務を害することなく、議員の職務以外の職業活動又はその他の活動は、原則として許される。
- (2) 連邦議会議員は、その職務の遂行に対して法律に定める出捐その他の財産上の利益以外のものを受領することは許されない。特に、給付者の利益を連邦議会において代表し、及び実現することを専ら期待して提供される金銭又は金銭的価値を有する出捐の受領は、許されない。さらに、金銭又は金銭的価値を有する出捐が連邦議会議員による相応の反対給付を伴わずに提供される場合には、これらの受領は、許されない。寄附の受領は、影響を受けない。
- (3) 第2項の規定により許されないとされた出捐若しくは財産上の利益又はそれらの等価物は、連邦財政に引き渡さなければならない。議長は、出捐又は財産上の利益の受領から3年が経過していない場合には、行政行為によって請求権を行使する。請求権は、連邦議会議員でなくなったことにより影響を受けない。詳細は、第44b条の規定による行為規範で定める。

- (4) 議員となる前の活動並びに議員の職務以外の活動及び収入で、議員の職務の遂行にとって重要な利害関係を示す可能性のあるものは、行為規範の基準に従って届け出て、公開しなければならない。届出義務のある活動又は収入の届出が行われない場合には、議長会は、議員歳費の年額の半額までの額の過料を定めることができる。議長は、行政行為によって過料を科する。第31条の規定は、影響を受けない。詳細は、第44b条の規定による行為規範で定める。」

2. 第44a条の次に次の1条を加える。

「第44b条 行為規範

連邦議会は、自らのために行為規範を制定し、当該行為規範は、特に次の各号に掲げる事項についての規定を含まなければならない。

1. 連邦議会議員となる前の活動及び職務以外の活動の届出が義務づけられる場合
 2. 所定の最低額を超える議員の職務以外の収入の種類及び額の届出が義務づけられる場合
 3. 所定の最低額を超える寄附の会計及び届出の義務並びに行為規範に詳細に規定する場合における受領禁止及び引渡義務
 4. 公式議員要覧及びインターネットにおける届出事項の公開
 5. 第44a条第3項及び第4項に規定する決定の場合の手續並びに議長会及び議長の権限及び義務」
3. 第44b条を第44c条とし、第44c条を第44d条とする。

第2条 行政裁判所法の改正

2005年3月22日の法律（連邦法律公報第I部837頁）第2条の規定により最終改正された、1991年3月19日公示の法文による行政裁判所法（連邦法律公報第I部686頁）第50条第1項第4号の次に、第5号として次のように加える。
「5. 議員法第44a条及びドイツ連邦議会議員のための行為規範の規定による措置及び決定に

対する訴え」

第3条 施行

この法律は、連邦議会第16議会期の最初の会議の日から施行される。連邦内務省は、連邦法律公報において施行日を公示する。

（こが つよし・政治議会課）

ドイツ連邦議会議事規則（抄）

Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages

in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juli 1980 (BGBl. I S. 1237),
zuletzt geändert laut Bekanntmachung vom 31. Oktober 2005 (BGBl. I S. 3094)

古賀 豪訳

第18条 行為規範

ドイツ連邦議会議員の法的地位に関する法律（議員法）第44b条の規定により連邦議会により議決されなければならない行為規範は、この

議事規則の一部とする（附則1）。

（こが つよし・政治議会課）

ドイツ連邦議会議員のための行為規範

Verhaltensregeln für Mitglieder des Deutschen Bundestages

(Anlage I der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages) in der Fassung
vom 18. Dezember 1986 (BGBl. I S.147), zuletzt geändert durch Beschluss vom 30. Juni 2005,
Bekanntmachung vom 12. Juli 2005 (BGBl. I S.2512)

古賀 豪訳

第1条 届出義務

- (1) 連邦議会議員は、連邦議会議員となる前の時期の次の各号に掲げる事項を議長に対し書面により届け出る義務を負う。
1. 最後に従事した職業
 2. 会社その他の法的形態により営まれる企業の経営役員会、監査役員会、管理委員会、顧問会その他の委員会の構成員としての活動

3. 公法上の団体又は施設の運営役員会、監査役員会、管理委員会、顧問会その他の委員会の構成員としての活動
- (2) 連邦議会議員は、加えて次の各号に掲げる活動及び契約で、連邦議会議員である間に従事し、若しくは引き受けたもの又は有効であるものを議長に対し書面により届け出る義務を負う。
 1. 議員の職務以外の報酬を伴う活動で、

独立して又は雇用関係において従事するもの。例えば、連邦議会議員となる前に従事していた職業活動並びに顧問、代理、鑑定、出版及び講演の活動の継続がこれに当たる。鑑定書の作成、出版活動及び講演活動についての届出義務は、その都度合意された収入が月額1,000ユーロ又は年額10,000ユーロを超えない場合には、免除される。

2. 会社その他の法的形態により営まれる企業の経営役員会、監査役員会、管理委員会、顧問会その他の委員会の構成員としての活動

3. 公法上の団体又は施設の運営役員会、監査役員会、管理委員会、顧問会その他の委員会の構成員としての活動

4. 地域的重要性のみを有するのではない社団、連合団体若しくはこれに類する組織又は財団の運営役員会又はその他の運営委員会若しくは顧問委員会の構成員としての活動

5. 連邦議会議員に対してその在職中又は退職後に一定の活動を委託し、又は財産上の利益を出捐する合意の存在又は締結

6. 資本公司及び人的会社への参加で、これにより企業に対する重大な経済的影響を及ぼすことができるもの。届出義務の限度は、第4項の規定に従って議長が定める施行規則で定める。

(3) 第2項第1号から第5号までの規定により届出義務がある活動及び契約で、その収入の額が月額1,000ユーロ又は年額10,000ユーロを超えるものについては、収入の額も届け出なければならない。この場合には、補償給付、清算給付及び現物給付を含む、当該活動に対する支払総額を基礎としなければならない。

(4) 議長は、議長会及び各会派の長に意見表

明の機会を与えた後、届出義務の内容及び範囲に関する施行規則を定める。

(5) 届出義務には、第三者に関する事実で、議員が法律に定める証言拒否権又は守秘義務をそれについて主張することができるものの報告は含まない。これらの場合について、議長は、第1文にいう権利が侵害されない範囲で届出義務を履行しなければならない旨を施行規則で定めることができる。このために、議長は、特に、委託人についての届出事項に代えて業種名を届け出なければならない旨を定めることができる。

(6) 行為規範による届出は、ドイツ連邦議会議員となった後3月の期間内及び議会期中に変更又は追加が行われた後3月の期間内に行わなければならない。

第2条 弁護士

(1) 裁判上又は裁判外において、報酬を得てドイツ連邦共和国のために任務を行う連邦議会議員は、その謝礼が議長の定める最低額を超える場合には、議長に対し、代理の受任を届け出なければならない。

(2) 裁判上又は裁判外において、報酬を得てドイツ連邦共和国を相手方として他人の事件を取り扱う連邦議会議員は、その謝礼が議長の定める最低額を超える場合には、議長に対し、代理の受任を届け出なければならない。

(3) 第1項及び第2項の規定は、裁判上又は裁判外において、連邦議会議員が、特に連邦直轄の公法上の団体、施設若しくは財団のために、又はこれらを相手方として任務を行う場合に準用する。

第3条 公開

第1条第1項及び第2項第1号から第6号までの規定による届出事項は、公式議員要覧及び

ドイツ連邦議会のインターネットサイト上において公開する。収入に関する第1条第3項の規定による届出は、公表される個々の事実関係ごとに3つの収入レベルの一を表示する方式により公開する。第1レベルは、1回の若しくは定期的な月収が1,000以上3,500ユーロ以下、第2レベルは、7,000ユーロ以下、第3レベルは7,000ユーロ超の範囲を登録する。定期的月収は、その旨を記載する。一暦年において一活動に関する非定期収入が届け出られた場合には、年間総額に改め、暦年を付した収入のレベルを公開する。

第4条 寄附

- (1) 連邦議会議員は、自己の政治活動のために提供される寄附金及びすべての種類の金銭的価値を有する出捐（寄附）について、別に会計帳簿を作成しなければならない。
- (2) 一暦年において5,000ユーロを超える価額の寄附は、寄附者の氏名及び住所並びに寄附の総額を明示して、議長に届け出なければならない。
- (3) 一暦年において10,000ユーロを超える価額の寄附又は同一の寄附者による複数の寄附の合計が10,000ユーロを超える価額の寄附の場合には、連邦議会議長は、当該寄附をその額及び出所を明示して公開しなければならない。
- (4) 連邦議会議員に対する寄附金については、政党法第25条第2項及び第4項の規定を準用する。
- (5) 金銭的価値を有する出捐は、次に掲げる基準に従って寄附金と同様に取り扱わなければならない。
 - a) 議会間交流若しくは国際交流の遂行に際して、又はドイツ連邦議会若しくはその会派の立場の表明のための行事への参加に際して行われた金銭的価値を有する

出捐は、この規定にいう寄附とはみなさない。ただし、第2項の規定に準じて、これを届け出なければならない。

- b) 連邦議会議員がその議員の職務に関し土産物として受領した金銭的価値を有する出捐は、議長に対し、届け出て、引き渡さなければならない。ただし、当該議員は、国庫に代価を支払って当該土産物を引き続き保有する旨を申請することができる。土産物の価額が議長の定める施行規則（第1条第4項）に規定する額を超えない場合には、届出を必要としない。
- (6) 議長は、議長会と協議の上、届出のあった土産物及び違法に受領された寄附の使途について決定する。

第5条 議員の身分の表示

職業上又は営業上の事務において連邦議会議員の身分を表示することは、許されない。

第6条 委員会における利害関係

連邦議会の委員会の審査が予定されている案件に報酬を得て従事している連邦議会議員は、利害関係が第3条の規定に従って公開された届出事項から明らかでない場合には、当該委員会の委員として審査に先立ってこれを公表しなければならない。

第7条 照会

疑義がある問題については、連邦議会議員は、この行為規範による自らの義務の内容について議長への照会により確認する義務を負う。

第8条 手続

- (1) 連邦議会議員が行為規範による義務に違反した疑いがある場合には、議長は、まず当該議員の意見表明を求め、事後的及び法的観点からの審査を開始する。議長は、当

該議員に対して事実関係の説明及び解明のための追加情報を要求し、当該議員が所属する会派の長に対して意見表明を求めることができる。

- (2) あまり重大でない事件又は軽微な過失(例えば、届出期間の超過)が存在したことを議長が確信した場合には、当該議員は、注意を受ける。その他の場合には、議長は、審査結果を議長会及び各会派の長に報告する。議長会は、当該議員の聴取の後、行為規範に対する違反の有無を認定する。連邦議会議員が行為規範による義務に違反した旨の議長会の認定は、議員法第44a条の規定によるその他の制裁を害することなく、印刷物として公表される。違反が存在しなかった旨の認定は、連邦議会議員の求めに基づいて公表される。
- (3) 議長会の構成員又は会派長による義務違反の疑いがある場合には、当該連邦議会議員は、この手続に関する会議に参加しない。当該会派長に代わって副会派長が第1項の規定に従って聴取を受け、第2項の規定に従って報告を受ける。議長が行為規範による義務に違反した疑いがある場合には、副議長が第1項及び第2項の規定により手続を行わなければならない。
- (4) 議長会は、届出義務に違反した連邦議会議員に対して、再度の聴取の後、過料を定めることができる。過料の額は、個々の事件の重大性及び責任の程度に従って査定される。過料は、議員歳費の年額の半額を上限として定めることができる。議長は、当該決定を実行する。当該議員の求めに基づ

いて、分割支払いを合意することができる。議員法第31条第3項及び第4項の規定を準用する。

- (5) 議員法第44a条第3項に規定する場合には、議長は、当該議員の聴取の後、事実的及び法的観点からの審査を開始する。この場合において、議員法第44a条第2項第3文にいう相応の反対給付の存在についての審査に際しては、交際に関する慣行を考慮に入れなければならない。補足すれば、給付と反対給付とが明らかに均衡を失しているか否かが決定的である。この項の規定による措置は、出捐又は財産上の利益の受領から3年を超えて経過していないことを要件とする。議長は、当該議員から事実関係の説明及び解明のため追加情報を要求し、当該議員の所属会派の長に対して意見表明を求めることができる。議員法第44a条第2項に規定する許されない出捐を議長が確信した場合には、議長は、審査結果を議長会及び各会派の長に通知する。議長会は、当該議員の聴取の後、議員法第44a条第2項に対する違反の有無を認定する。議長は、議員法第44a条第3項に規定する請求権を行政行為によって行使する。連邦議会議員が議員法による義務に違反した旨の認定は、議員法第44a条に規定するその他の制裁を害することなく、印刷物として公表される。違反が存在しなかった旨の認定は、連邦議会議員の求めに基づいて、公表される。第3項の規定を準用する。

(こが つよし・政治議会課)

ドイツ連邦議会議員のための行為規範に関する施行規則
Ausführungsbestimmungen zu den Verhaltensregeln für Mitglieder des Deutschen
Bundestages Vom 30. Dezember 2005 (BGBl. I S. 10)

古賀 豪訳

1. 行為規範による届出は、ドイツ連邦議会議員となった後3月以内に議長に提出しなければならない（行為規範第1条第6項）。この場合には、専用の用紙を用いるものとする。

議会期中の変更及び追加は、その発生後3月以内に書面により報告しなければならない（行為規範第1条第6項）。

届出義務がある収入の報告については、この期間の開始は、遅くとも収入の受領日とする。

2. 行為規範第1条第1項第1号による議員となる前に従事していた職業活動の届出の場合には、非自営業にあっては、雇用主（名称及び所在地）及び活動の種類を届出事項としなければならない。商工業者としての自営業にあっては、事業の種類並びに商店の名称及び所在地、自由業その他の自営業にあっては、職業の正確な名称及び職業を行った場所又は所在地を報告しなければならない。

3. 行為規範第1条第1項第2号及び第3号に規定する議員となる前に従事していた活動並びに行為規範第1条第2項第1号から第4号までに規定する議員である間に従事する活動の場合には、活動の種類並びに契約の相手方、企業又は団体の名称及び所在地を報告しなければならない。

自由業者及び自営業者の契約の相手方は、当該相手方との一又は複数の契約関係から生じる総収入が行為規範第1条第3項第1文に規定する額を超える場合にのみ、届け出なければならない。

行為規範第1条第3項第2文という総収入

とみなされるものは、金銭給付及び現物給付の受領とする。

4. 連邦議会議員が自らが会社構成員であることのみを理由として契約の当事者となり、当該契約が連邦議会議員の協力なしに成立し、かつ、当該契約に従って課される活動に連邦議会議員本人が従事しない場合には、当該契約関係について、届出義務はない。

自己の財産の管理は、行為規範にいう職業活動又は報酬を伴う活動に該当しない。

議会内の役職は、届出義務はない。

5. 行為規範第1条第1項に規定する活動であってドイツ連邦議会議員となった時点で2年以上従事していないものは、届出義務の際に考慮されない。

6. 行為規範第1条第2項第5号に規定する一定の活動の委託又は財産上の利益の出捐に関する合意の届出の場合には、合意の基本的内容を報告しなければならない。

7. 行為規範第1条第2項第6号に規定する届出義務は、企業経営を目的とする会社への参加に限られる。ここにいう企業とは、継続的に設立されている組織体で、利益獲得を目的として財又はサービスを供給するものをいう。

資本会社又は人的会社への参加は、25%を超える投票権が連邦議会議員に帰属する場合には、届出義務がある。

8. 法律上の証言拒否権又は法律上若しくは契約上の守秘義務を主張することができる連邦議会議員の届出は、この施行規則第3号の規定により必要とされる契約の相手方又は依頼人についての届出事項を含む必要はない。こ

の場合においては、各契約関係又は委任関係における活動の種類についての届出事項で足りる。

9. 行為規範第2条に規定する弁護士の届出義務は、代理を本人が行わない場合又は謝礼が1,000ユーロを超えない場合には、免除される。
10. 同一の寄附者による複数の寄附は、年間総額5,000ユーロを超える場合には、届出義務がある。

連邦議会議員が政党への寄附として受領し、相応の領収書と引き換えに政党に回付した寄附は、届出義務がない。政党の決算報告義務は、この場合において、影響を受けない。

11. 土産物の価額が200ユーロを超えない場合には、その届出を必要としない。贈られた土産物をその価額を支払って保有しようとする連

邦議会議員の申請がある場合には、議長は、価額を確定する。基準は、原則として販売価額とする。国庫には、確定された代価から200ユーロを差し引いた額を支払わなければならない。

12. 連邦議会議員から提出された行為規範による届出に関する資料は、当該連邦議会議員の退職後5年が経過した後、廃棄される。ただし、当該元議員が資料の返却を求めた場合には、この限りでない。
13. 第16議会期の開始時の届出は、この施行規則の制定後に行う。行為規範第1条第6項による届出期間は、制定後3月で終了する。

(こが つよし・政治議会課)

刑法典 (抄)

Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S.3322),
zuletzt geändert durch das Gesetz vom 1. September 2005 (BGBl. I, S.2674)

古賀 豪訳

第108e 条 議員の賄賂罪

- (1) 欧州議会又は連邦、州、市町村若しくは市町村連合の国民代表機関若しくは住民代表機関における選挙又は表決について、投票を買おうとし、又は売ろうとした者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- (2) 第1項に規定する犯罪行為による6月以

上の自由刑と併せて、裁判所は、公の選挙から生じる権利を取得する資格及び公の事項について選挙又は表決を行う権利を剥奪することができる。

(こが つよし・政治議会課)